

電子交換所への参加に伴う手数料の設定について

平素より格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

当組合は、国の施策である「2026年度までの紙の手形・小切手の全面的な電子化」に向け、全国銀行協会が令和4年11月4日（金）に設立する「電子交換所」へ参加をいたします。「電子交換所」への参加に伴い、電子データにて手形・小切手の交換決済が開始されるため、下記の通り「電子交換手数料」を設定いたします。

※電子交換所の設立については[こちら](#)をご覧ください。

記

1. 設定日

令和4年11月4日（金）

2. 新旧対照表

(1) 取立手数料

従来は、取引金融機関との間で利用される「手形交換所」により手数料が区分されておりましたが、「電子交換所」の設立に伴い、同区分を廃止し、原則一律の手数料といたします。

旧	新
■当JA本・支店、手形交換所経由 当JAを支払場所とするもの 無料 横浜・東京手形交換経由で取立可能なもの 無料	<u>電子交換</u> 無料
■他金融機関 普通扱い（1通につき） 660円 至急扱い（1通につき） 880円	<u>個別取立※</u> 880円

※個別取立

電子交換所に参加しない金融機関宛ての手形・小切手等郵送対応が必要な取立。

(2) その他手数料

旧		新	
			1 件につき
送金組み戻し料	} 1 件につき 660 円	<u>送金組戻料</u>	660 円
振込組み戻し料		<u>振込組戻料</u>	660 円
不渡手形返却料		<u>電子交換不渡手形返却料</u>	660 円
取立手形組み戻し料		<u>電子交換取立手形組戻料</u>	660 円
取立手形店頭呈示料		<u>取立手形店頭呈示料</u>	660 円
(ただし、660 円を超える場合は実費を負担 いただきます)		(ただし、660 円を超える場合は実費を 負担いただきます)	
マル専当座開設手数料	1 件につき 3,300 円	マル専当座開設手数料	3,300 円

以 上
J A相模原市